

第2章 地域振興アドバイザー事業と2009年度調査概要

1 地域振興アドバイザー派遣事業の歴史

1-1 地方振興アドバイザー派遣事業

地域振興アドバイザー派遣事業は、国土交通省の前身の1つである国土庁時代の昭和63年に始まった。当時は、地方振興アドバイザー派遣事業と呼んでいた。

地方振興アドバイザー派遣事業は、国土庁が昭和63年度に創設した「地域活性化支援事業」（図1-1参照）の一環であった。

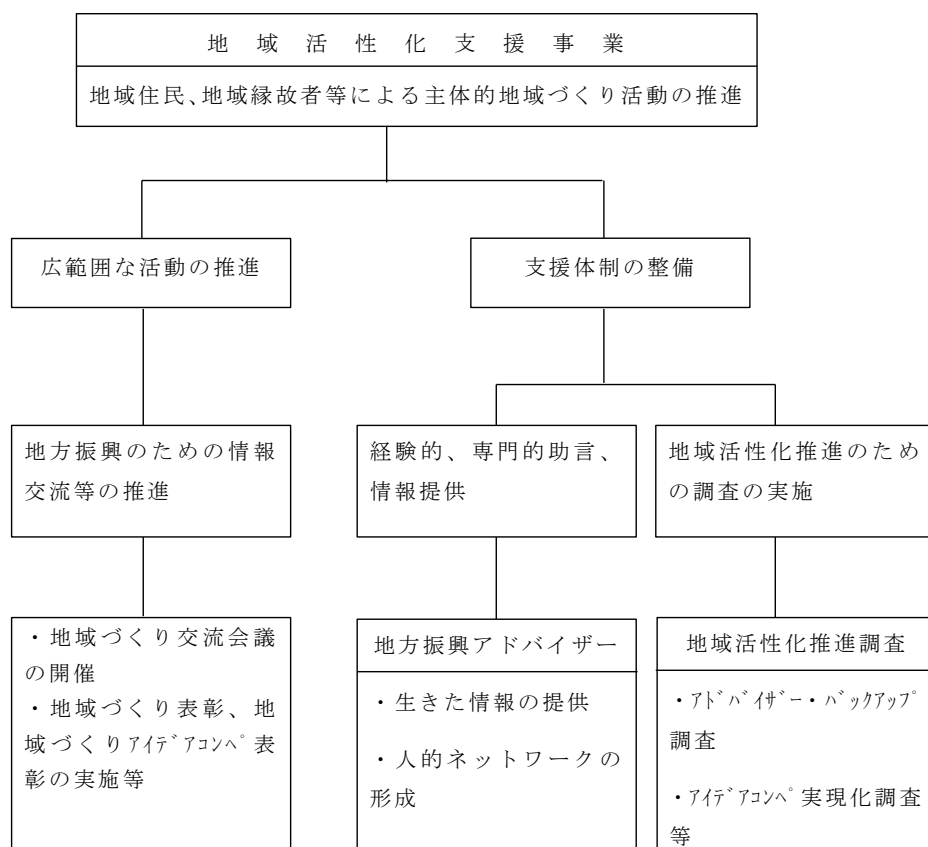


図2-1 地域活性化支援事業の概要 ※昭和63年度報告書 P.3より

1-1-1 地域活性化支援事業

第4次全国総合開発計画（昭和62年）において、「各々の地域において地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進めること」、そして「多様な階層における交流の促進（交流ネットワーク構想）」が大きなねらいとして提唱され、全国各地においても、具体的にさまざまなまちづくりが活発に展開される

ようになるなど、地域活性化に向けての気運は盛り上がってきたが、他方で様々な壁に突き当たったり、まちづくりの糸口がつかめずにいる地域も多かった。そこでこのような地域に対して、積極的な支援をすることにより、均衡ある国土を構築するため「地域活性化支援事業」が展開されることとなった。

こうした情勢に対する当時の国土庁の問題意識は以下のようであった。

ア．従来の地方振興施策が、真に地域の実情を反映し、ニーズに合致していたものであったのか否か。

また地方公共団体も含めて、地域住民の十分な検討経過を経ることなく、安易に制度なり施策に飛びついてはいなかったか。その結果として、例えば、施設は整備したものの、地域においては十分な効果を挙げ得ない状況となっていないか。

イ．国、都道府県レベルにおいてもそうした施策を展開するにあたって、地域の主体性の尊重を標榜しながらも、従来の上意下達意識の枠組みの中でその実施にあたったのではないか。

ウ．社会・経済状況の変化に伴い、生活意識、若者の行動意識、消費意識等の価値観が多様化する中であって、現在、地域が真に必要なとしているものはなにか。

エ．人口の増減等のみで地域の活性化を捉えるのではなく、生き生きとした地域の総合的体力といった捉え方はないか。

オ．さまざまな活動組織、活動家の横断的なネットワーク化、人材の育成を考える時期にきているのではないか。

カ．各地域においては、情報、人材の育成等の体系的なシステムが見出せないでいるのではないか。

1-1-2 地方振興アドバイザーのねらい

地域の活性化は、一義的には地域住民、地方自治体、関連諸団体等が自らの責任において推進すべきものであろう。また地域の特性に応じて、地域の主体的活動により図られるべきものである。しかし市町村によっては適切な人材に関する情報、成功・失敗等の事例に関する情報等の収集およびアドバイザー的人材の確保、またそうした専門家へのアプローチも困難なところがあり、こうした諸点を側面的かつ積極的に支援しようとするのが「地方振興アドバイザー派遣事業」である。

そのねらいは以下のようである。

- (1) 地方振興アドバイザーと各市町村における地域づくり活動組織のメンバーとが、地域づくりに関する懇談・交流を通じて、アドバイザー自身が地域での活動を踏まえ経験的に取得したノウハウ、研究者としての専門的知識、情報等を提供することにより、地域の人々がその地域のあり方等について、具体的に考えるきっかけとなる。
- (2) アドバイザー自身またアドバイザーの所属地域、所属組織とアドバイザー受け入れ自治体およびその地域の人々との新たな交流の展開、および交流の継続を通じて、国内における有機的でかつ自己増殖的な交流ネットワークの拡大が期待できる。

しかしながら、「地方振興アドバイザー派遣事業」への過度の期待に対しては冷静に対応しておかなければ

ればならない。つまり、アドバイザー派遣が直接的に具体的な成果へ連動するものではないことは、この事業の趣旨からして明らかである。つまり単年度内において、アドバイザーの派遣回数は最大で 3 回と限られているが、地域活性化の取り組みそのものは 1 年といった短期間で現れるものではなく、中長期の継続的な取り組みが不可欠である。またアドバイザーからの提言についても、その受け入れの選択はあくまで地元市町村にあるべきであり、その結果に対する責任について当該地域にあると考えられるからである。

1-1-3 山村第 3 セクターアドバイザー事業と中心市街地活性化アドバイザー事業

地方振興アドバイザー派遣事業は、国土庁地方振興局地方都市整備課の事業としてはじまり、平成 13 年には、省庁再編で、国土交通省都市・地域整備局地方整備課となり、現在は、地方振興課となった。

当時国土庁地方振興局で担当した他のアドバイザー派遣事業についても触れておく。それは、地方振興アドバイザー派遣事業と類似のもので、第 3 セクターの経営改善および中心市街地活性化に関する事業である。

①山村第 3 セクターアドバイザー事業（平成 8 年度～平成 12 年度）

振興山村地域において市町村自らが資本等を拠出し第 3 セクターを設立・運営する動きがここ数年増加してきており、今後も更なる増加が予想されている。これは地域振興を目指した取り組みであり、地域の若者にとって魅力ある就労の場の確保や行政の事業の受け皿づくり等、各地域の実情を踏まえた様々な要請に込められているものである。しかし、山村第 3 セクターは概して零細な経営体が多く、効率的な経営や新規事業開拓などのノウハウの蓄積も少ない。また、企業マインドを持った人材の育成も遅れている。その結果、設立したものの第 3 セクターの経営の不安定な事業体も多く、将来は市町村の過重な財政負担につながることも見られた。

こうした問題を解決するため、平成 8 年度に「戦略的経営組織化推進事業」を立ち上げ、山村第 3 セクターに対するアドバイザーの派遣、研修会を実施することとなった。

（注：平成 8 年度戦略的経営組織化推進事業調査報告書より抜粋）

派遣スキームは 2 人で 1 回の派遣と広域での研修会の実施であった。

②中心市街地活性化アドバイザー事業（平成 10 年度～平成 12 年度）

中心市街地の活性化は「地域住民の生活環境の改善、都市のアイデンティティの回復、更には全国の都市が交流を進め国土全体が活力を維持しつつバランスよく発展していくために緊急に解決すべき課題」とされ、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」

（注：現在の「中心市街地の活性化に関する法律」）が平成 10 年に施行されるとともに、関係省庁が連携して施策展開を図ることとなった。）

当時の国土庁では、中心市街地の再活性化のための総合的な計画づくりに必要な調査を行うとともに、中心市街地を対象とした各事業主体による計画的・効果的な取り組みを支援することとした。

中心市街地活性化アドバイザー派遣事業は、この一環として平成 10 年度より実施されたものである。

(注：平成 10 年度中心市街地活性化アドバイザー派遣事業結果報告書より抜粋)

派遣スキームはアドバイザー 2 人で 2 回であった。中心市街地が対象地区であるため、1 人は都市計画コンサルタントもしくは商業コンサルタントあるいはそれらの研究者を必ず含むようにしていた。

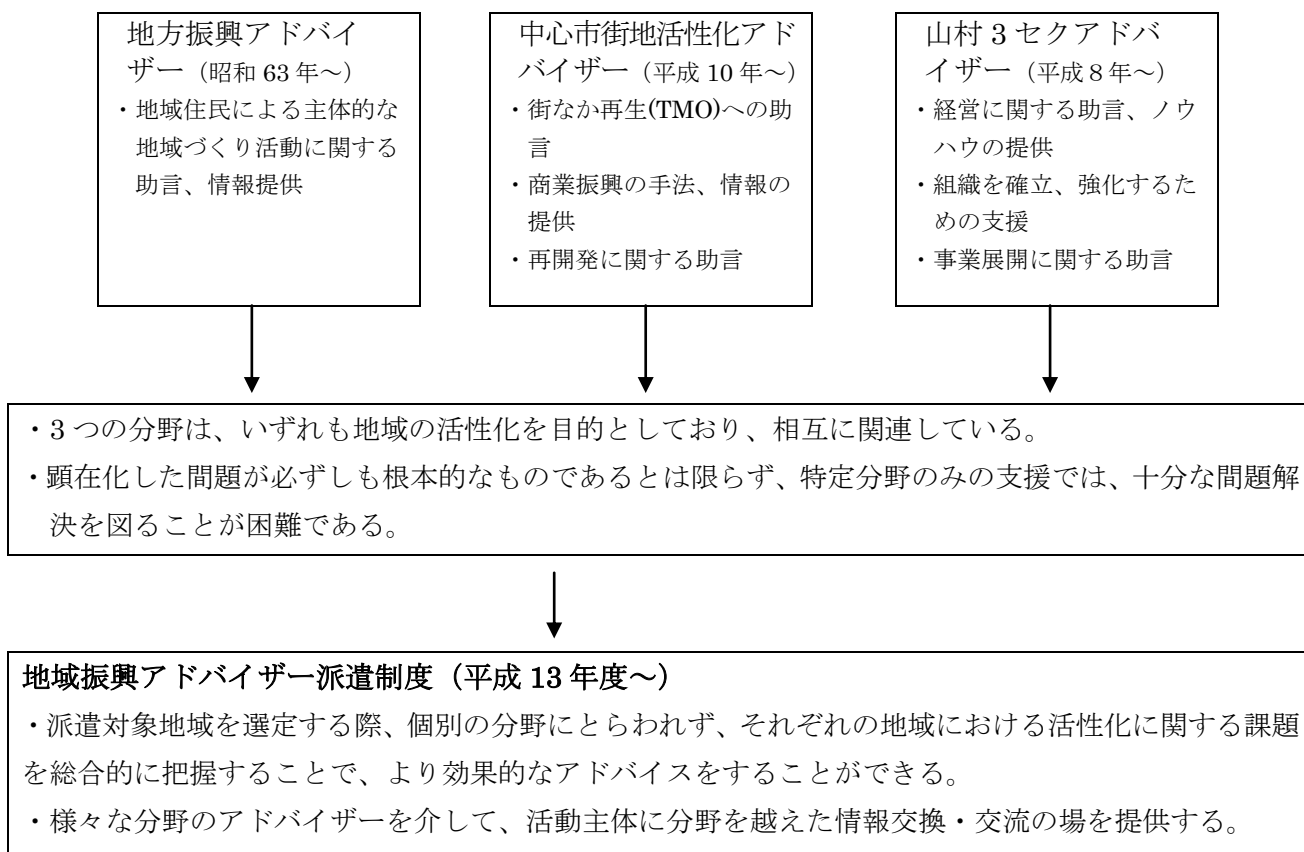


図 2-2 複数のアドバイザー派遣制度の一本化の概要

1-2 地域振興アドバイザー派遣事業

昭和 63 年にはじまった地域振興アドバイザー派遣事業であるが、最初から現在のような仕組みを有しているわけではなかった。最初は、単純にアドバイザーの派遣から始まり、アンケートやアドバイザー懇談会を繰り返し開催して、派遣の問題点を改善しながら、徐々にそのしくみを作り上げていった。表 2-1 は、その経年表である（地域振興アドバイザー派遣制度活用推進調査報告書、平成 16 年 3 月、を参照）。

ここでは国土交通省以降、現在の地域振興アドバイザー派遣事業のしくみの概略を紹介する。

表 2-1 国土交通省地域振興アドバイザー事業・経緯

年 号	事業対応	事業子エック	運用：派遣地域の変化に	対 応 し た 工 夫
年次	制度、報告書	フォローアップ	アンケート	派遣地域数
1 年 目	1988 昭和63年 「地方振興アドバイザー制度」発 足	フォローアップ	アンケート	21 (内、1つは災 害で中断)
2 年 目	1989 平成1年 地方振興アドバイザー①		3月検討会 6月検討会	
3 年 目	1990 平成2年 類似制度調査 課題調査 (君田村) 地方振興アドバイザー②		ヒヤリング アンケート	17
4 年 目	1991 平成3年 地方振興アドバイザー③ 試験派遣始まる		6月検討会	10
5 年 目	1992 平成4年 地方振興アドバイザー④		5月検討会	10
6 年 目	1993 平成5年 地方振興アドバイザー⑤	フォローアップ調査8箇所 (3月～4月)	6月検討会	15
7 年 目	1994 平成6年 『活用の手引き』作成 地方振興アドバイザー⑥		手引書向け 検討会	17
8 年 目	1995 平成7年 地方振興アドバイザー⑦	フォローアップ調査4箇所	追加アンケート	15
9 年 目	1996 平成8年 「山村3セクタードバイザー事業」 〈山村豪雪地帯振興課〉① (初年度は、派遣とともに、ガイ ドブック・ハンドブック作成)	拠点地域へも派遣開始	3月発行 No. 5-7	16
10 年 目	1997 平成9年 地方振興アドバイザー⑧ 山村3セクタードバイザー① ・制度としての試験派遣実施 ・スーパードバイザー派遣実施	フォローアップ調査4箇所	3月発行 No. 11-13	15
11 年 目	1998 平成10年 「中心市街地活性化アドバイザー 派遣事業」(地方都市整備課)	・フォローアップ調査派遣 (中土佐町、宮原町)	3月発行 No. 14-16	15
12 年 目	1999 平成11年 地方振興アドバイザー⑩ 山村3セクタードバイザー② 中心市街地アドバイザー①		3月発行 No. 17-19	13

12年目	1999 平成11年								3回発行 No. 20-22	●	実施	15
		地域振興アドバイザー② 山村3セクアドバイザー④ 中心市街地アドバイザー②						4月実施⑩				
13年目	2000 平成12年								3回発行 No. 23-25	●	実施	16
	2001 平成13年	地方振興アドバイザー③山村3セ クアドバイザー⑤ 中心市街地アドバイザー③						5月実施⑪				
14年目	2001 平成13年	「地域振興アドバイザー派遣事 業」国土交通省都市・地域整備局 地方整備課							3回発行 No. 26-28	●	実施	21
	2002 平成14年	派遣の3型（地方振興型・中心市 街地型・3セク型） 地域振興アドバイザー①						5月実施⑫				
15年目	2002 平成14年		派遣タイプの統一化（ただ し、試験派遣、通称派遣、 スーパードバイザー派遣、4 人派遣と多様）						3回発行 No. 29-31	●	実施	17（+1 古座 川：辞退）
	2003 平成15年	地域振興アドバイザー②						5月実施⑬ 参加はアドバ イザー限定				
16年目	2003 平成15年								3回発行 No. 32-34	●	実施	19
	2004 平成16年	アドバイザーフォローアップ調査 地域振興アドバイザー②			フォローでフ ォット							
17年目	2004 平成16年								3回発行 No. 35-37	●	実施	20
	2005 平成17年	地域振興アドバイザー④	・フォローアップ調査派遣 （山形県小国町、岐阜県白 鳥町）					5月実施⑭参 加はアドバイ ザー限定				
18年目	2005 平成17年								3回発行 No. 38-40	●	実施	21
	2006 平成18年	地域振興アドバイザー⑤	・フォローアップ調査派遣 （鹿児島県大口市）					5月実施⑮参 加はアドバイ ザー限定				
19年目	2006 平成18年								3回発行 No. 41-43	●	実施	15（門川町は、 派遣期間中に課 題解決の道筋が 付いたことから 第3回目辞退）
	2007 平成19年	地域振興アドバイザー⑥	・フォローアップ調査派遣 （福岡県上陽町）					5月実施⑯参 加はアドバイ ザーと派遣地 域行政担当者				
19年目	2008 平成19年	地域振興アドバイザー⑦	・フォローアップ調査派遣 （長野県美麻村）					7月実施⑰参 加は事前打合 参加者全員が 対象	3回発行 No. 44-46	●	実施	17（鈴江町は第 2回目以降、地 域組織の方針変 化で辞退）
20年目	2009 平成20年	地域振興アドバイザー⑧	・フォローアップ調査派遣 （島根県浜田市）	地域振興アド バイザー派遣 ①～⑦の実施 地域				7月実施⑱参 加は事前打合 参加者全員が 対象	3回発行 No. 47-49	●	実施	17（羽咋市は第 2回目以降、市 の方針変化で辞 退）

1-2-1 アドバイザー派遣事業の流れ

事業の流れは、概ね以下の順に進めてきた。

- ①前年度に、事業の予告（地域の受け入れ体制準備と一部予算措置が必要なため）、募集
- ②書類審査をして、派遣の有無を確定（予算措置確定）。
- ③当年度4月に、ヒアリング、派遣地域の確定
- ④アドバイザーの人選、依頼、決定
- ⑤6月に、オリエンテーションの開催、派遣地域とアドバイザーの打合せ、【アドバイザー交流会開催】
- ⑥7月～2月の間に、3人3回を原則としてアドバイザーを派遣する。
- ⑦派遣の詳細な手順については、参考資料を参照。
- ⑧3月にとりまとめ、報告書提出。

なお、派遣期間中に、ニューズレター「アドバイザー通信 エリア」を3回発行する。

（この情報誌では、派遣の動向だけではなく、アドバイザーによる地域評価、過去の派遣地域の結果・成果についても紹介してきた。）

1-2-2 アドバイザー派遣対象市町村の選定

アドバイザーを受け入れしようとする市町村の選定は、以下のような条件を判断材料としてきた。

- ア．アドバイザーを受け入れ、指導・助言を求めようとする自治体は、アドバイスを受ける内容、地域課題等について事前に的確に把握してあること。
- イ．まちづくりを対象としたプロジェクトチームや地域づくり活動組織等、アドバイザーを受け入れる体制が整っていること。
- ウ．アドバイザー受け入れ時点だけでなく、地域活性化に関して、自治体として継続した取り組みがなされていること。
- エ．以上の選定条件には十分ではないが、派遣地域全体のバランス等の見地から必要な地域に対しては、「試験派遣」という形でアドバイザー1人を1回のみ派遣し、アドバイザーによって当該市町村のまちづくりの基本的課題についてじっくりと診断していただく。アドバイザー派遣が引き続き必要か否かをアドバイザーに判断していただき、必要となった場合は、次年度に優先的に派遣を継続するという応用的な派遣形式を実施する。
- オ．課題が明確ではないが、より可能性の高い地域には、スーパーバイザー方式を採用した。すわなち、中心となるアドバイザーをまず派遣し、その後、3人のチーム編成とし、当年度中に3回派遣するというものである。

1-2-3 派遣アドバイザーの選定

地域振興アドバイザーは、市町村の派遣依頼内容に応じて、地域づくりに関する幅広い知識や情報を

有する人々の中から、国土交通省が派遣決定をしてきた。

アドバイザーとは、研究者やコンサルタントといった専門家に限ることなく、地域づくり活動の先行地域の中核メンバー等、実質的に地域活性化を担っている人をも積極的に含めて考える。

アドバイザー派遣事業は、派遣対象地域 1 市町村に、原則 3 名をもって 1 チームとし、年間 3 回派遣する。3 人のチームでアドバイスすることには、いくつかの意味が込められている。地域の課題に対して、立場の異なるアドバイザーから、多角的にアドバイスすることを狙っている。1 人のアドバイザーのアドバイスだけでは、意見が偏る可能性があるからである。また 3 人のアドバイザーによる競争によるより良いアドバイス、協調によるバランスのある、全体的なアドバイスを狙ってきた。

1-3 地域振興アドバイザー事業の特徴

地域振興アドバイザー事業は、他の省庁や県レベルで実施してきたアドバイザー事業とは異なっている（地域振興アドバイザー派遣制度活用推進調査報告書、平成 16 年 3 月、を参照）。

1-3-1 地域振興アドバイザー派遣事業の特徴は「マッチング」

国土交通省のアドバイザー派遣事業の最大の特徴は、「マッチング」である。困っている地域に対して、その内実を把握し、真のニーズにあったアドバイスをしてくれるであろうアドバイザーのチーム編成を行い、受け入れがスムーズに行くように、運営事務局が配慮する方式をとっている。運営事務局によって、事前に人のすり合わせとテーマのすり合わせというマッチングを行っている。このようなプロセスを踏むことが、効果をあげる工夫でもある。

1-3-2 地域振興アドバイザー派遣事業の目標は、「きっかけ」づくり

地域振興アドバイザーは、年度内に 3 人で 3 回（多くは、1 泊 2 日の滞在）の派遣を行うものである。準備があるので、現実的には、8 月からスタートし、翌年 2 月には終了させねばならない。したがって、3 回の派遣は、テーマによっては、もっと時間をかけて検討や準備に時間のかかるところもあるが、そうしたことも含めて、一定期間内で、何らかの方向付けを行い、「きっかけ」を作ってきている。

1-3-3 もう 1 つのねらいは、交流ネットワークづくり

本事業には、2 つのねらいがあり、1 つは、生きた情報の提供であり、もう 1 つは、人的ネットワークの形成である。前者は、アドバイザーが派遣地域へ赴き、アドバイスをを行い、地域づくりの支援をするものである。後者は、そうした個々の地域の活動を、ネットワーク化し、地域の底上げのノウハウの

共有やアドバイザーと派遣地域との交流を多角的に支援することである。

本事業では、派遣事業の各地域を繋ぐために、アドバイザー通信「エリア」を発行していた。各地域では、どんなテーマでアドバイザーを呼んでいるのか、どんなアドバイスをしているのか、その後どうなったのかといった点について関心をもっている。そうした期待に答えつつ、相互に地域づくりの内容について意見交換したり、新たなネットワークになってほしいという期待がある。本事業では、近年そうしたアドバイザーと地域が繋がって、1つの成果を出す地域も増えてきている。

参考資料

1. 「地域（地方）振興アドバイザー・バック・アップ等調査報告書」 財団法人日本地域開発センター
昭和 63 年度～平成 20 年度まで（21 冊）
 - ・ 戦略的経営組織化推進事業調査報告書、平成 8 年度～12 年度、国土庁
 - ・ 中心市街地活性化アドバイザー派遣事業結果報告書、平成 10 年度～12 年度、国土庁
2. 国土庁地方振興アドバイザー課題調査報告書、平成 2 年 3 月、国土庁地方振興局地方都市整備課
3. 地方振興アドバイザー派遣制度活用推進調査報告書～地方振興アドバイザー派遣制度活用の手引き、平成 6 年 3 月、国土庁地方振興局地方都市整備課
4. 地域振興アドバイザー派遣制度活用推進調査報告書、平成 16 年 3 月、国土交通省都市・地域整備局地方整備課

2 地域振興アドバイザー派遣制度フォローアップ調査業務

2-1 調査地の選定方法について

今回の調査地域は、過去 21 年間にアドバイザー派遣を実施した地域のうち、派遣したアドバイザー自身から「一定の成果があった」として推薦をいただいた地域を候補群とし、そこから抽出した。その方針は次のとおり。

- ① アドバイザーからの推薦数が 2 以上を優先
- ② 平成 13 年度以降を優先（省庁再編後を優先）
- ③ 平成 20 年度に実施した派遣地域アンケートで、「新しい活動が起きた」と回答した地域を優先（アンケート未回答地域については電話インタビューを実施）
- ④ 各地のテーマが偏らないように選定

調査地域および各地の調査を担当したアドバイザーは、表 2-2 の通りである。

表 2-2：調査実施地域リスト

調査地 派遣年度		アドバイザー (調査者)	B:派遣前のテーマ A:派遣後の状況
青森県	三沢市	佐藤 修	B:花いっぱい運動の独立
	平成 18 度	荻原 礼子	A:花いっぱい運動の独立過渡期
岩手県	紫波町	木下 勇	B:中心市街地と TMO 立ち上げ
	平成 17 度	佐川 旭	A:TMO 四輪舎と交流事業
	西和賀町	光多 長温	B:3セクの経営改善
	H20 度	---	A:3セクの経営改善着手
山形県	小国町	大川 信行	B:3セク経営改善
	平成 13 度	---	A:町内3セクの再編と一本化
茨城県	谷和原村(つくばみらい市)	佐藤 修	B:運動公園整備
	平成 16 度	増山 博康	A:里山整備団体誕生
	美野里町(小美玉市)	佐藤 修	B:文化ホール計画
	平成 8 度	---	A:高稼働率の文化ホール実現
新潟県	両津市(佐渡市)	浦野 秀一	B:ホテルの里づくりの方策
	平成 10 度	小河原孝生	A:方針策定、ホテル米、環境整備
千葉県	佐原市(香取市)	宮口 侗迪	B:町並み保存活動
	平成 2 度	岡田 文淑	A:NPO 設立と整備事業実施
石川県	珠洲市	宮口 侗迪	B:観光計画
	平成 17 度	河部 眞弓	A:新たな特産品誕生→地域ブランド

長野県	諏訪市 平成 16 度	光多 長温	B:中心市街地活性化
		金子 和夫	A:徐々に整備が進む、専門家雇用
	美麻村(大町市) 平成 17 度	後藤 春彦	B:地域自治区のあり方
		鈴木 輝隆	A:地域自治区の実現と運営
	飯島町 平成 18 度	伊藤 光造	B:特産品開発・商店街活性化
		本田 節	A:近隣市町村との協働まで発展
岐阜県	本巣市 平成 20 度	大川 信行	B:3セク経営改善
		南 賢二	A:3セク経営者交代、新事業実施
愛知県	田原市 平成 16 度	伊藤 光造	B:集落活性化
		---	A:直売所開設、里山整備
兵庫県	豊岡市 平成 19 度	井原 満明	B:温泉建設と経営方針づくり
		内田 文雄	A:温泉の安定的経営中
	加西市 平成 19,20 度	伊藤 光造	B:住民組織の活性化
		---	A:新イベント誕生
奈良県	十津川村 平成 20 度	菅原由美子	B:振興計画の実現
		藤原 洋	A:新事業立ち上げ途中、一部実現
鳥取県	米子市 平成 18 度	橋立 達夫	B:商店街活性化
		井出 建	A:蔵の再生、若手の台頭
島根県	浜田市 平成 18 度	佐川 旭	B:地域文化の継承、地域資源活用
		菅原由美子	A:誇りの醸成と意識啓発
岡山県	真庭市 平成 20 度	佐川 旭	B:地域ブランド制度化支援
		中村 哲雄	A:制度化、ブランド診断
山口県	長門市 平成 16 度	宮口 侗迪	B:グリーンツーリズム立ち上げ
		遠藤 聰	A:グリーンツーリズム実践中
	錦町(岩国市) 平成 16 度	寺川 重俊	B:役所跡地の活用
		羽田 耕治	A:全戸参加の NPO 法人立ち上げ
徳島県	三好市 平成 19 度	大川 信行	B:合併による複数3セク経営改善
		南 賢二	A:経営方針提案、取り組み始動
	由岐町(美波町) 平成 13 度	宮口 侗迪	B:地区担当職員制度の実現
		富田 宏	A:地区ごとの活性化実現
愛媛県	宇和島市 平成 19 度	寺川 重俊	B:グリーンツーリズムの立ち上げ
		安島 博幸	A:グリーンツーリズムの実現
長崎県	雲仙市 平成 18 度	島村 美由紀	B:商店街活性化
		---	A:ファサード整備事業、イベント実施
熊本県	あさぎり町 平成 16 度	安藤 周治	B:地域自治
		小泉 奉子	A:イベント開始、それによる地域結束

熊本県	苓北町 平成 18 度	石井 政雄	B:体験交流活動の効率化、安定化
		井原 満明	A: 体験交流活動の効率化、安定化
鹿児島県	薩摩川内市 平成 18 度	河部 眞弓	B:特産品開発
		高橋正之助	A:特産品誕生、女性グループ台頭
	伊仙町 平成 20 年度	坂元 英俊	B:ツーリズム、広域での取り組み
		羽田 耕治	A:徳之島観光連盟へ集約化

2-2 調査方法について

アドバイザー派遣の成果を確認するため、現地調査を実施した。調査者として、各地区 2 名のアドバイザーを組にして実施を依頼した。各地を担当するアドバイザーの選定方法は次のとおり。

- ① 1 人目は、過去のアドバイザー派遣当時に、その地域を担当したアドバイザーであり、その地域を推薦した人とする。
- ② 2 人目は、①と同一の条件を持つアドバイザーを優先するが、該当者がいない場合、推薦はしていないものの当時、その地域を担当したアドバイザーとする。
- ③ ②の該当者がいない場合、2 人目として、当地域と類似テーマの別地域を担当したことのあるアドバイザーとする。
- ④ ③の該当者がいない場合、第三者として、当地域と類似テーマの課題に精通している専門家を 2 人目の調査者とする。

調査依頼は、(財)日本地域開発センターが市町村の担当部署もしくは当時の窓口担当者本人に文書と電話にて実施した。市町村担当者から了承が得られた後、調査者であるアドバイザーと地域で日程調整を行った。

調査日程は、原則 1 泊 2 日の行程とした。この間に、地域組織ごとに複数回のインタビューを実施した。市町村担当者には調査日当日の行程作成や、地域住民とアドバイザーらの意見交換のセッティングを依頼した。

調査方法は、派遣当時にアドバイザーからアドバイスを受けた住民や住民組織を対象としたヒアリング調査が主体であり、地域の求めに応じて、適宜フォローアップ・アドバイスを実施している。必要に応じて、地域住民らの活動現場等の視察も行った。

調査項目は次のとおり。

- ① **基礎情報**：前回の派遣から現在までの地域組織や市町村の動き／どのようなアドバイスが、どのような成果に結びついたか／どのようなアドバイスが、達成困難であったか
- ② **活動主体となっている組織について**：派遣当時から現在に至るまでの組織変遷、組織内の役割分担／現在の活動ポリシー／活動資金の工面方法（3 セクや企業の場合は経営安定化に向けた方策）／人材育成、世代交代の考え方

- ③ **周辺組織とのネットワークについて**：周辺組織（自治会、商工会、農協、類似組織など）とのおつきあい状況／行政との連携状況（情報交換、支援、事業導入など）
- ④ **今後について**：現在の課題／将来の夢

2-3 調査スケジュールについて

調査スケジュールは次のとおり。

- ① アドバイザーアンケート：平成 21 年 8 月 20 日～9 月 7 日
一定の成果があったと思われる地域の推薦
- ② 派遣地域選定と市町村への交渉：9 月初旬～12 月末
- ③ 現地調査：10 月 2 日～平成 22 年 1 月 15 日
- ④ 報告書作成：10 月中旬～2 月末

